

# Takahata

広報たかはた



高畠の名所を駆け巡る  
駅からサイクリング





駅からサイクリングのサイクリストコースの様子を撮影しました。快晴の空の下、参加者は、JR 高島駅をスタートし、大自然の中を駆け抜け、町内の観光名所を巡りました。

### 人口と世帯数

人口…22,281人(-39)  
男…10,911人(-15)  
女…11,370人(-24)  
世帯数…7,764(+4)

令和4年6月1日現在  
( )内は前月との比較

# 広報 たかはた

## CONTENTS - 目次 -

- P 3 第26回参議院議員通常選挙
- P 4 保険税・保険料の納税(入)通知書を7月15日金に送付します
- P 5 医療証について
- P 6 後期高齢医療における医療費の窓口負担が変わります
- P 8 国民健康保険に関するお知らせ
- P10 町からのお知らせ
- P16 高島町職員採用試験
- P18 暮らしの情報
- P28 新型コロナワクチン接種情報

### 連載コーナー

- P17 まちの話題あれこれ
- P21 わたしたちのサロン・協力隊通信
- P22 もっくる子育て通信・未来っ子登場
- P23 図書館に行こう!
- P24 防災コラム
- P26 文芸投稿作品
- P27 暮らしの連絡帳



高島町 公式

● ホームページ



高島町 公式 SNS

町の身近な情報や出来事など、魅力的な情報をタイムリーに発信しています。

※通信料は利用者負担です。



Facebook



LINE

### 新型コロナウイルス感染症に関する情報

新型コロナウイルス感染症に関する情報を、町ホームページにまとめています。補助金等のお知らせのほか、中止・延期するイベント、公共施設の開館状況などを掲載していますのでご確認ください。

## 高島町教育長に 遠藤 正真 氏が就任



6月定例議会で同意を得て、遠藤正真氏が6月10日付けで高島町教育委員会教育長に就任されました。任期は、令和5年9月30日まで。

この度、教育長を拝命いたしました、遠藤正真です。本町教育の充実、子どもたちの健やかな育ちに向けて、微力ではありますが、精一杯努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

第6次高島町総合計画の教育分野では、「学びの場が充実して、魅力ある高島人が育っている」を掲げています。本町は、優れた地域の人材や技、豊かな自然環境、縄文の古からの文化遺産など、学びの場を充実させる環境はそろっています。学校と保護者、町民の皆様が互いに教育のパートナーとなって、この恵まれた環境を有意に活かし、将来の高島町を創り、社会を発展させる子ども、魅力ある高島人を育みたいものです。そのために、幼小中が連携して土台を築き、社会教育・生涯学習を通して自己のレベルアップを図ることができるよう、皆様にはお力添えをお願いいたします。

「高島町いいよね。」の声ゆきかい、町民に笑顔があふれる、そんなまちづくりの礎となる教育行政に尽力してまいります。



### 高島町固定資産評価 審査委員会委員に選任

6月定例議会で同意を得て、佐藤健氏が高島町固定資産評価審査委員会委員に選任されました。

任期は、令和4年6月10日から令和5年7月20日まで。

自分の未来を、自分で選ぼう。

# 第26回参議院議員通常選挙

◆問合せ先／町選挙管理委員会事務局 役場第6会議室(1階) ☎(52)3154

投票日 **7月10日** (日)

これからの国政を任せる代表者を選ぶ重要な選挙です。主権者の責任を果たすため、忘れずに投票しましょう。



- 公示日・立候補届出日  
6月22日(水)
- 投票所・投票時間  
高島町内 17か所 7時～20時
- 開票所・開票時間  
町営体育館 21時～

## 投票所入場券について

公示日以降、有権者のみなさんに投票所入場券を発送しています。入場券がお手元に届いていない場合は、町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

## 期日前投票について

投票日当日、仕事や外出等の予定があり投票ができないと見込まれる人は、期日前投票をご利用ください。  
◆持ち物／期日前投票宣誓書(投票所入場券の裏面)  
※混雑緩和のため、宣誓書に氏名・住所等をご記入のうえ、お持ちください。

### 期日前投票所

高島町役場 第5会議室(1階)

◆期間／6月23日(木)～7月9日(土)

◆時間／8時30分～20時

糠野目生涯学習館(情報交流室)

◆期間／7月7日(木)～9日(土)

◆時間／9時～17時

※投票日が近くなると、混み合うことが予想されます。

### 指定病院等に入院等をしている人へ

施設内での不在者投票が可能です。施設に直接申し出てください。

【町内の指定病院等】

公立高島病院、まほろば荘、たかはた荘、はとみね荘

## 選挙公報について

参議院山形県選出・比例代表選出(届出政党等のみ)議員選挙の候補者(届出政党等の名称)の氏名・経歴・政見等を掲載した選挙公報が発行されます。貴重な一票を投じるための目安にしてください。

## 体が不自由な人の投票について

投票所の係員が介助のお手伝いをしますので、お気軽にお申し付けください。期日前投票所にはスロープ、車いす等を用意しています。  
※付き添いの人による代理投票はできません。

### ◆投票用紙に候補者名を記載できない人

投票所の係員が代筆する「代理投票制度」が利用できます。

### ◆目の不自由な人

「代理投票制度」のほか、点字器による「点字投票制度」が利用できます。

## 郵便等による不在者投票について

身体に重度の障がいをお持ちの人で、一定の要件を満たす場合、郵便等により自宅で投票ができます。手続きに時間を要しますので、利用を希望される場合は、お早めにご相談ください。

## 特例郵便等投票について

新型コロナウイルス感染症の患者(または感染したおそれのある人)のうち、以下のいずれかに該当する人で、外出自粛要請等の期間が選挙期間にかかる見込まれる人は、所定の手続きにより郵便等による投票が可能です。

○外出自粛要請を受けた人

○隔離・停留の措置により宿泊施設内に收容されている人

手続きに時間を要するため、利用を希望される場合は、お早めにご相談ください。

# 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税(入)通知書を7月15日(金)に送付します

内容	問合せ先
各保険税(料)に関すること	町税務課住民税係 ☎(52)4477
国民健康保険・後期高齢者医療制度に関すること	町町民課医療給付係 ☎(52)1327
介護保険制度に関すること	町町民課介護保険係 ☎(52)1288

内容をよく確認のうえ、納期限までお納めください。  
 保険税(料)の詳細は、同封のリーフレットまたは町ホームページで確認ください。

## 主な変更点

### 国民健康保険税

①課税限度額(年間保険税の最高額)が引き上げられます。

#### 国民健康保険税 課税限度額

	令和3年度まで	令和4年度から
医療分	63万円	65万円
支援金分	19万円	20万円

②国民健康保険に加入する未就学児(6歳に到達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)に対して、均等割額の2分の1を減額します。申請は不要です。なお、すでに低所得者世帯に対する軽減が適用されている世帯の未就学児については、軽減適用後の均等割額の2分の1を減額します。

### 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度の保険料率は、加入者数や医療費などの推計を基に、2年ごとに見直しされます。令和4・5年度の保険料率は、賦課限度額と併せて次のとおりに変更されます。

	令和2・3年度保険料率	令和4・5年度保険料率
所得割率	8.68%	8.80%
均等割額	4万3,100円	変更なし
賦課限度額	64万円	66万円

所得割額  
(所得に応じた金額)
 +
 均等割額  
(加入者全員同じ金額)
 =
 年間保険料  
(年66万円が上限)

次の人は、国民健康保険税、介護保険料(第1号被保険者)、後期高齢者医療保険料が減免となります

#### 対象となる人

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人

**保険税・保険料を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人

**保険税・保険料の一部を減額**

#### 一部減額される要件

①事業収入や給与収入など、収入のいづれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込み

②前年の所得の合計額が1千万円以下

※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のみ

③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得合計額が400万円以下

※申請は、収入を証明する書類が必要です。

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税・保険料を全額免除。

詳しくは町ホームページをご覧ください。また、町税務課へお問い合わせください。

▼問合せ先／町税務課住民税係

☎(52)4477

# 医療証について

子育て世代、障がいをお持ちの人の経済的負担軽減のため、医療費の自己負担分を助成する医療証を交付しています。

## 重度心身障がい(児)者医療証

- ▼対象となる人
  - 町民税所得割23万5千円以下で、次に該当する人
  - ①身体障害者手帳1級または2級
  - ②療育手帳A
  - ③精神障害者保健福祉手帳1級
  - ④国民年金障害等級1級の障害基礎年金受給者
  - ⑤精神障がい者で、恩給法の特別項症および第1項症、その他公的年金各法の障害等級1級受給者
  - ⑥特別児童扶養手当1級該当者、重度の障がい認められる20歳以上の人
- ▼助成内容
  - 本人または扶養者の前年の所得に対する所得税の課税の有無により異なります。
  - ①課税されていない場合 **保険適用分が無料**
  - ②課税されている場合 **医療費の1割負担(上限あり)**  
 外来上限額14,000円/月  
 入院上限額57,600円/月
- ▼申請時の持ち物
  - 健康保険証
  - 印鑑(スタンプ印以外)
  - 対象となることを確認できる書類(手帳、証書等)

## ひとり親家庭等医療証

- ▼対象となる人
  - ①配偶者がおらず、就労等により一定の収入を得ていて、18歳以下の児童を扶養している人
  - ※前年の所得に所得税が課税されている場合および誰かに扶養されている場合は対象外。
  - ②①に扶養されている18歳以下の児童
  - ③父母のいない18歳以下の児童
- ▼助成内容
  - ※扶養者の前年の所得に所得税が課税されている場合は対象外。
  - 保険適用分が無料**
  - ※入院時の食事代および自費請求分などは自己負担。
- ▼申請時の持ち物
  - 親と子の健康保険証
  - 印鑑(スタンプ印以外)



## 子育て支援医療証

- ▼対象となる人
  - 0歳から18歳
  - ※18歳到達後の3月末まで対象
- ▼助成内容
  - 保険適用分が無料**
  - ※入院時の食事代および自費請求分などは自己負担。
- ▼申請時の持ち物
  - 子の健康保険証
  - 印鑑(スタンプ印以外)
- ▼有効期限

年齢	有効期限
0～2歳	3歳になる誕生月の末
3歳～小学3年生	毎年誕生月の末
小学4～6年生	6年生の3月末
中学1～3年生	3年生の3月末
16歳～18歳	18歳到達後の3月末

\*申請済みの人には、期限が切れる前に新しいものを郵送します。

## 各制度に共通すること

- ▼申請後健康保険に変更があった場合
  - 町民課まで届出ください。
- ▼県外で医療機関を受診された場合
  - 県外では医療証が使えません。医療費支払い後、町民課に支給申請をすることで自己負担分を支給します。
- ▼町民税非課税世帯の人
  - 「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると食事代が減額されます。入院前に加入している健康保険に申請してください。
- ▼学校・保育所での傷病および交通事故やケン力等による相手方がいる傷病について
  - 受診時に医療証を使用せずに自己負担分をお支払いください。学校や相手の加入する保険から医療費が支給されます。
  - 学校保険が適用にならない、もしくは相手方がいる傷病について保険が減額となる場合は、町民課に支給申請をしてください。
- ▼転入した人
  - 本人または扶養者の所得と控除額がわかる書類が必要な場合があります。
- ▼医療証で負担した医療費が高額療養費に該当した場合
  - 書類を送付しますので、手続きにご協力ください。また、**高額療養費が加入している保険者から支給された場合、町に返還していたいただくこととなります。**
- ▼申請・問合せ先／町民課医療給付係

☎5213327

# 後期高齢医療における医療費の窓口負担が変わります

◆問合せ先／町町民課医療給付係 ☎(52)1327 山形県後期高齢者医療広域連合 ☎0237(84)7100

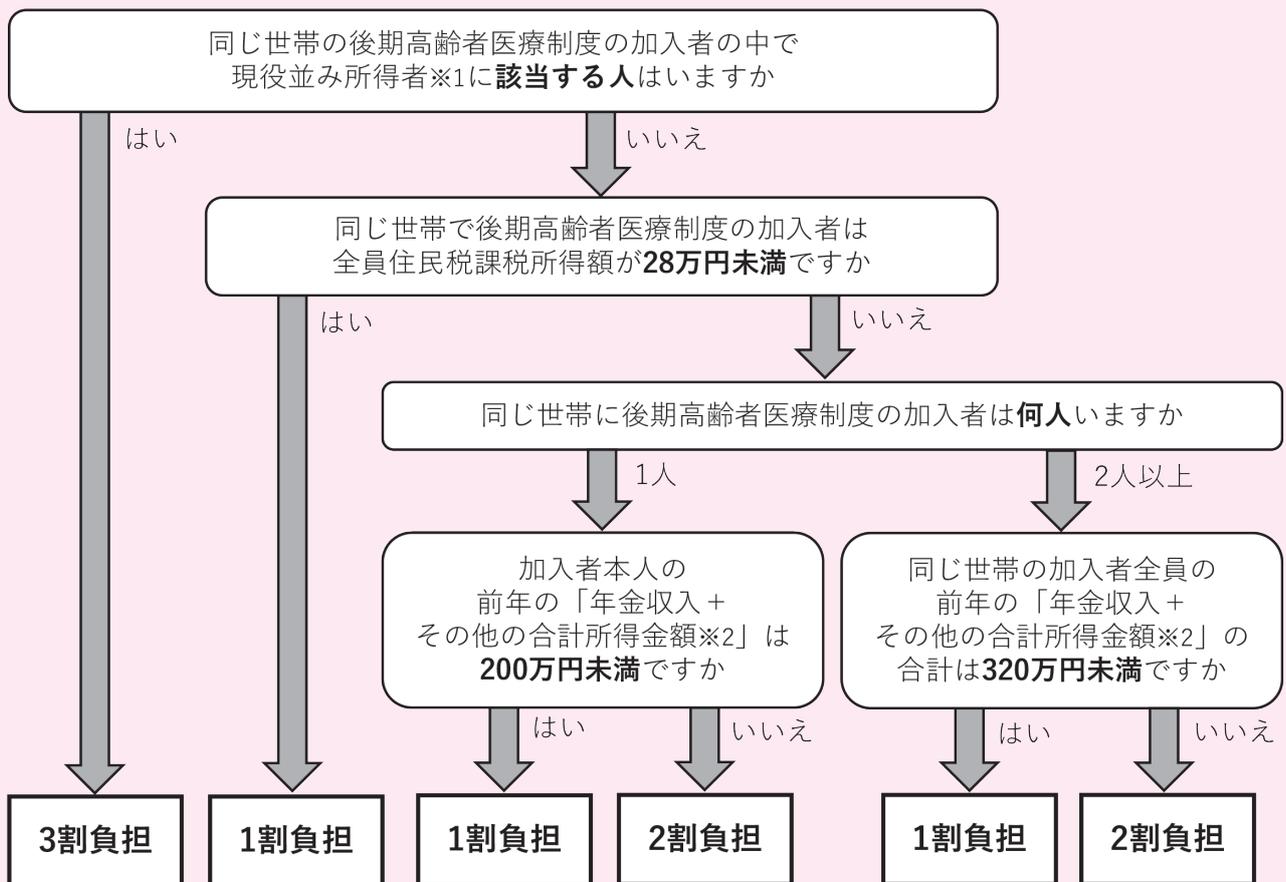
後期高齢者の医療費が多くなることを見込まれる中、現役世代の負担の増加を抑え、高齢者医療制度を持続可能なものとしていくため、10月1日から、後期高齢者医療制度に加入されている人(75歳以上の人など)で一定以上の収入・所得のある人は、医療費の窓口負担割合が1割から2割に変更となります。

※窓口負担割合が3割の人については基本的に変更ありません。

## 窓口負担割合の判定方法

窓口負担割合は、後期高齢者医療制度に加入されている人の住民税課税所得額(6月頃に送付される「住民税納税通知書」に記載されている「課税標準」の額)や年金収入(遺族年金や障害年金は含みません)をもとに、世帯単位で判定します。

### 【窓口負担割合判定のフローチャート】 (10月1日から)



※1「現役並み所得者」とは、住民税課税所得額が145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人です。

※2「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた金額のことです。

## 令和4年度の被保険者証の更新時期

保険証は毎年8月1日に更新されますが、窓口負担割合見直しのため、令和4年度のみ10月1日にも更新されます。

保険証の更新日	保険証の色	保険証の有効期限	保険証の配達予定日
8月1日	クリーム色	9月30日まで	7月中旬～下旬
10月1日	水色	令和5年7月31日まで	9月中旬～下旬

※令和4年度の「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「限度額適用認定証」は、いつもの年と同じように年1回、8月1日に更新されます。(有効期限は令和5年7月31日)

## 負担を抑える制度(配慮措置)について

10月1日から令和7年9月30日までの3年間、窓口負担割合が2割となる人は、1か月の外来医療費の自己負担額が「1割負担の額+3,000円」までに抑えられます。(入院の医療費は対象外)

### ◎配慮措置が適用される場合の計算方法

例：1か月の外来医療費の全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

#### 【配慮措置】

5,000円の負担増を  
3,000円までに抑えます。

### ◎窓口での医療費の負担が上限額(1割負担の額+3,000円)を超える場合

ひとつの医療機関での受診であれば、窓口での医療費の負担は上限額までとなります。

複数の医療機関を受診した場合は、後日超えた分を高額療養費として事前に登録されている口座に払い戻します。

※窓口負担割合が2割となる人で、高額療養費の口座登録をまだされていない人については、9月下旬以降に口座登録のお知らせなどを郵送する予定です。(電話や訪問で口座登録をお願いすることは絶対にありません)

広告

## 鍼灸専門治療院 まほろば針灸院

時間予約制 電話0238-52-4533

午前8:30～12:00 午後2:30～6:00

休診日 日曜日、祝祭日、木曜日

各種保険治療(要医師同意書)

交通事故保険治療ご相談下さい

〒992-0302 高島町大字安久津2368-1

鍼灸師(認定心理士) 平田 朋子

「広報たかはた」

広告募集中!!

町企画財政課広聴広報係 ☎(52)4476

月額¥10,000～

詳細はホームページをご確認ください



# 国民健康保険に関するお知らせ

◆申請・問合せ先／

町町民課医療給付係 ☎(52)1327

## 1. 「国民健康保険被保険者証」をお送りします

8月から国民健康保険証が新しくなります。新しい保険証は7月下旬に郵送しますので、8月1日からお使いください。

### 70～74歳の国民健康保険被保険者の人へ

保険証と高齢受給者証が一体となった  
「被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

## 新しい保険証が届いたら

### 保険証の内容を確認



- 加入者全員分の保険証が届いていますか？
- 内容に誤りはないですか？

### こんな時は必ず届出を



- 住所・氏名が変わった
- 職場の社会保険に加入した
- 家族の社会保険の扶養になった など

町町民課(役場1階)で手続きをお願いします。

持ち物：①郵送された新しい保険証 ②加入している健康保険証(全員分)

③年金手帳 ④世帯主と対象者全員分のマイナンバーカード等

⑤窓口に来られる人の本人確認書類(運転免許証等) ⑥該当する人の医療証

国民健康保険被保険者証(69歳まで)



国民健康保険被保険者証  
兼高齢受給者証(70歳～74歳)



※新しい「国民健康保険被保険者証」は、うぐいす色です。

## 保険証の有効期限について

今回お送りする保険証の有効期限は、次の人を除き「令和5年7月31日」です。

### ★令和5年7月31日までに70歳の誕生日を迎える人

有効期限は、70歳の誕生月の末日です。70歳の誕生月の翌月からは「被保険者証兼高齢受給者証」をお使いいただくことになります。有効期限が近づいたら、新しい保険証の交付に関するご案内をお送りします。

### ★令和5年7月31日までに75歳の誕生日を迎える人

有効期限は、75歳の誕生日の前日です。75歳の誕生日からは「後期高齢者医療被保険者証」をお使いいただくことになります。有効期限が近づいたら、新しい保険証をお送りします。

## 臓器提供の意思表示について

台紙裏面の意思表示欄保護シールは、保険証の裏面にある「臓器提供に関する意思表示欄」に使用するものです。意思表示欄は臓器移植に関する法律の改正により、移植医療に対する理解を深めていただくことができるよう設けています。もしもの時に備え、私たち一人ひとりが臓器提供について考え大切な家族とよく話し合い、意思表示をしておくことが大切です。

## ご注意ください

健康保険の切り換え中で、新しい保険証が手元に届いていないときに医療機関を受診する場合は、医療機関の窓口で保険証が変更となる旨を説明し、医療機関の指示に従って支払いをしてください。国民健康保険の資格がない期間に使用した場合は、医療費(7～9割)を町に返還いただくことがあります。

## 2. 70歳以上の人の医療費の自己負担割合について

国民健康保険に加入している70歳以上の人の自己負担割合は、下記のとおりです。

- 現役並み所得の人 ⇒ 3割
- 一般・低所得の人 ⇒ 2割

※65歳から74歳で一定の障がいがある人は、後期高齢者医療への加入を選択することができます。障がいの程度は次のとおりです。加入を希望される場合は申請が必要となりますので、町町民課へご相談ください。

<障がいの程度>

- 国民年金法等障害年金 1級、2級
- 精神障害者保健福祉手帳 1級、2級
- 療育手帳 A(重度)
- 身体障害者手帳 1級～3級、4級の一部

「4級の一部」で該当する障がい

- ・音声、言語機能の著しい障がい
- ・両下肢のすべての指を欠く
- ・一下肢の下腿1/2以上を欠く
- ・一下肢の機能の著しい障がい

## 3. 限度額適用認定証について

医療機関の窓口へ「国民健康保険限度額適用認定証」等を提示することにより、一医療機関へ支払う医療費(自己負担額)が限度額までとなります。※食事代、文書料等保険適用外のものは、自費扱いとなります。

◎必要な人は、あらかじめ認定証の交付申請をしてください。

◎現在、国民健康保険の認定証をお持ちの人は、有効期限が7月31日です。8月以降も必要な場合は、再度交付申請手続きを行ってください。更新手続きは8月1日から可能です。7月中は手続きできませんのでご了承ください。

◎年齢や所得に応じて認定証が交付されない場合もあります。

### 【手続きに必要なもの】

- ◎本人の健康保険証 ◎世帯主と対象者全員分のマイナンバーカード等
- ◎窓口に来られる人の本人確認書類(運転免許証等)

国民健康保険限度額適用認定証

山形県国民健康保険限度額適用認定証	
有効期限 交付年月日	
記号	番号
世帯主 住所 氏名	見本
適用者 氏名 交付年月日	
適用区分	
保険者番号 交付年月日 交付者 署名 氏名 印	060657 高島町 印



健康

『たかはた健康マイレージ』 & 『おやこ健康マイレージ』

～ポイントをためて、健康とお得を手に入れよう！～

町健康長寿課健康推進係 ☎(52)5045

健康づくりに取り組む人を応援する「たかはた健康マイレージ」と「おやこ健康マイレージ」を実施しています。生活習慣改善や健診の受診など5項目以上にチェックができれば応募できます。

応募者には、素敵な景品をプレゼント！ポイントをためて、健康とお得を手に入れましょう！

◆応募締切／令和5年2月24日(金)

◆申込先／町健康長寿課

★たかはた健康マイレージ

対象／町内在住の18歳以上の人

★おやこ健康マイレージ

対象／町内在住の小学6年生までのお子さんと  
父母または祖父母

※応募は「たかはた健康マイレージ」「おやこ健康マイレージ」どちらか1回のみです。(重複申請はできません)

どうやってチャレンジするの？

①チャレンジシートを手に入れる

げんき館、各地区公民館、町ホームページから入手できます。

②チャレンジシートにチェックする

- ・健診(検診)を受ける
- ・生活習慣の改善に取り組む
- ・健康づくりに関する事業に参加するなど、健康に関する取り組みをしたらチャレンジシートにチェックしよう。

③応募する

- ・チャレンジシートを、げんき館に持参
- ・町ホームページ応募フォームから応募

応募するとお得がもらえる！

★全員もらえる

- ・やまがた健康づくり応援カード  
提示により、協力店で特典・サービスが受けられます。
- ・参加記念品『歯ブラシ・薬用ハミガキ』

★応募者の中から30人にチャンス

たかはた特産品詰め合わせ・ワン券・図書カード・入浴券  
3,000円相当の景品が当たります！



健康

6月の3歳6か月健診でむし歯がなかったおともだち

町健康長寿課母子保健係 ☎(52)1307



あべ  
たくとくん



おおうら  
ちあきくん



おおかわら  
みなとくん



さとう  
りょうたろうくん



しかま  
しゅりちゃん



すずき  
とおかちゃん



たかき  
りおんちゃん



とがし  
つむぎちゃん



なかがわ  
あんなちゃん



なかがわ  
みなとちゃん



ひらい  
とうやくん



ほんだ  
ゆまちゃん



やまかわ  
ひろとくん



よしだ  
みおちゃん



わくい  
あいなちゃん



## 歯周疾患検診を受けましょう

町健康長寿課健康推進係 ☎(52)5045

最近、歯科医院で定期検診は受けましたか？歯周病は、歯を失う大きな要因になるだけでなく、肺炎や早産、脳梗塞や心臓病など、全身の疾患につながる恐れがあります。

この機会にぜひ「歯周疾患検診」を受診されることをおすすめします。

### ◆対象者／

今年度中に以下の年齢になる人

- ・40歳(S57年4月2日生～S58年4月1日生)
- ・50歳(S47年4月2日生～S48年4月1日生)
- ・60歳(S37年4月2日生～S38年4月1日生)
- ・70歳(S27年4月2日生～S28年4月1日生)

※すでに、歯周病で治療中または定期検診を受けている人は対象になりません。

### ◆場所／山形県歯科医師会所属の実施歯科医療機関

※歯科医療機関に電話等で予約のうえ受診してください。

### ◆実施期間／7月1日(金)～12月31日(土)

### ◆受診料金／500円

### ◆持ち物／受診券(6月中に郵送しています)

- ・40歳の人は、全員にお送りしています。
- ・50歳、60歳、70歳の人は、検診世帯調査で申し込まれた人にお送りしています。

※受診を希望される人で申し込みがお済みでない人はご連絡ください。



## 7月からスタート

## 30代の若者応援健診

町健康長寿課健康推進係 ☎(52)5045

昨年度、30代健診を受けた人の約半数が、血糖と脂質に異常があるという結果でした。

健診結果は体の通知表です。若いうちから健診を受け、生活習慣を見直しましょう！

### ◆対象者／

#### ・国民健康保険の場合

S58年4月2日～H5年4月1日生まれ

#### ・国民健康保険以外の場合

S62年4月2日～S63年4月1日生まれ

### ◆費用／基本健診3,000円

### ◆場所／げんき館

### ◆申込先／町健診センター ☎(52)1116

※別日に、健診結果の見方の説明会をご案内します。



## 令和4年度住民健診日程 予定集落

町健診センター ☎(52)1116

### ◆受付時間／7時～7時30分

### ◆場所／町健診センター(げんき館内)、公立高島病院

◆健診日程／健診日の3～4週間前に、問診票等の健診セットをお届けします。日程変更を希望する人はご連絡ください。

### 【7月】

期日	予定集落	期日	予定集落
1日	宮町・共栄	14日	下町
4日	蛇口・上平柳	19日	下町
5日	上平柳・西町	20日	元山崎・若葉平
6日	西町	21日	駅東・前山・上山崎
7日	西町・沢口	25日	駅前
8日	沢口	26日	駅前
11日	沢口	27日	本町
12日	沢口・下町	28日	本町
13日	下町		

### 【8月】

期日	予定集落	期日	予定集落
1日	夏刈	18日	両組
2日	石岡	22日	中和田東部
3日	津久茂	23日	中和田西部・元和田北
4日	津久茂・中瀬	24日	元和田北・元和田西
5日	上和田第一・上和田第二	25日	元和田西・南佐沢・佐沢上
8日	上和田第二・上和田第三	29日	佐沢上・佐沢下
9日	立石・海上小倉	30日	佐沢下・馬頭東・馬頭西
10日	川北上	31日	馬頭西
17日	川北下・両組		



## 日本脳炎の予防接種はお早めに

町健康長寿課予防接種係 ☎(52)1312

日本脳炎は、7日～10日の潜伏期間の後、高熱・頭痛・嘔吐・意識障害およびけいれん等の症状となるウイルス性の急性脳炎です。

定期接種(自己負担無し)として接種が受けられる年齢には上限があります。日本脳炎については、ワクチンの確保が不安定な状況も見受けられますので、余裕を持って接種しましょう。

	定期接種の対象	標準的な接種年齢
第1期初回	生後6か月	3歳～4歳
第1期追加	～7歳6か月未満	4歳～5歳
第2期	9歳～13歳未満	9歳～10歳
特例対象者	20歳未満で平成19年4月1日までに生まれた人	

**傷病手当金の適用期間を延長**  
 町町民課医療給付係 ☎(52)1327  
**お知らせ**

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の適用期間が延長になりました。詳細はお問い合わせください。

- ◆**対象**／国民健康保険または後期高齢者医療の加入者
- ◆**適用期間**／令和2年1月1日(水)～令和4年9月30日(金)  
 (入院が継続する場合等は最長1年6月まで)

**第23回ゲンジ螢とカジカ蛙鑑賞会**  
 二井宿地区公民館 ☎(52)1001  
**お知らせ**

日本有数の螢生息地・二井宿では、3年ぶりに鑑賞会を行います。初夏の一時、ゲンジ螢とカジカ蛙の光と音のページェントを心ゆくまでお楽しみください。

- ◆**日時**／7月2日(土)、3日(日) 18時～
- ◆**費用**／無料
- ◆**場所**／二井宿地区公民館

※「螢の里二井宿」DVD鑑賞後、愛護会会員が現地にご案内します。※申し込みは不要です。



**7月1日から町税等の口座振替のお申し込みが役場窓口でも可能に**  
 町税務課収納管理係 ☎(52)2054  
**お知らせ**

- ◆**対象科目**／町県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、児童クラブ利用負担金、上下水道料
- ◆**取扱い金融機関**／山形おきたま農業協同組合・山形銀行・きらやか銀行・米沢信用金庫・山形第一信用組合・荘内銀行・東北労働金庫・ゆうちょ銀行

お手続きは簡単。必要なのは銀行のキャッシュカードだけです。

税務課・福祉こども課・上下水道課・町民課の窓口でお手続き可能です。



①キャッシュカードをスキャン



②暗証番号を入力して完了

口座振替推進キャンペーンを実施中です！詳しくは町ホームページをご覧ください。

**水道管の清掃作業を行います**  
 町上下水道課水道係 ☎(52)2392  
**お知らせ**

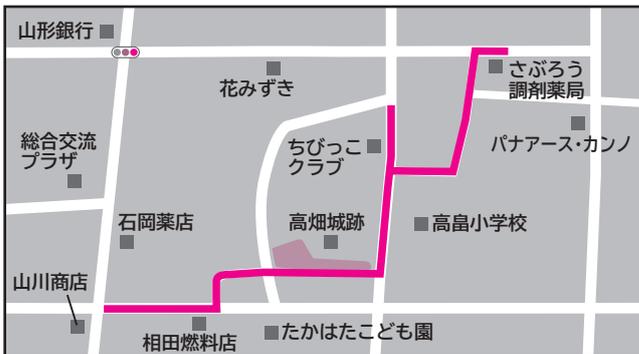
おいしい水をお届けするために、水道配水管の清掃作業を行います。作業中に濁り水が発生しますので、使用しないでください。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

- ◆**日時**／7月22日(金) 22時～翌2時(夜間作業)
- ◆**対象地区**／高島地区

**水道管の更新工事を行います**  
 町上下水道課水道係 ☎(52)2392  
**お知らせ**

老朽化した水道管の更新工事のため、交通規制(片側交互通行、一部通行止め)を行います。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

- ◆**日時**／7月～9月(適宜) 8時30分～17時
- ◆**対象地区**／高島地区



**7月22日(金)～8月21日(日)**  
**夏の安全県民運動**  
 町生活環境課生活安全係 ☎(52)4471  
**お知らせ**

夏は長期休暇や暑さによる気のゆるみや疲労、海や川でのレジャーなどから交通事故や水の事故等が多くなります。また、青少年の非行や身近な犯罪等も多くなる傾向にあります。これらの事故を防止するとともに、青少年の健全な育成を図るため、「安全で明るいやまがた」をつくりましょう。

**【運動の重点】**

～新型コロナウイルス感染症対策に

万全を期して推進しよう～

- ◇青少年の健全育成といじめ・非行及び犯罪被害防止
- ◇子どもと高齢者の交通事故防止・飲酒運転の撲滅
- ◇海・山・川での事故防止
- ◇身近な犯罪等の防止

**1～5月の交通事故発生状況**

	発生件数(増減)	死者数(増減)	負傷者数(増減)
高島町	22(-4)	0(±0)	29(+1)

※増減は前年同時期との比較です



お知らせ

## 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

町民課住民年金係 ☎(52)1345 米沢年金事務所 ☎(22)4220

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務者\*の財産が差し押さえられる場合がありますので、納付期限までに納付をお願いします。

\*納付義務者は、被保険者本人と連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

◆令和4年4月分～令和5年3月分の国民年金保険料／月額 16,590 円

◆納付方法／

納付書(金融機関・郵便局・コンビニエンスストア)

※日本年金機構から納付書が送付されます。

クレジットカード、インターネット、口座振替

◆納付期限／翌月の末日

## ●国民年金保険料免除等の申請について

保険料の納め忘れがあると、万一障がいや死亡といった不足の事態が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられないことがありますので、必ず納付期限までに納めてください。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、町民課住民年金係で手続きをしてください。

## 令和4年5月より マイナポータルから国民年金手続の電子申請ができるようになりました

令和4年5月11日より、一部の年金手続についてマイナポータルを利用した電子申請ができるようになりました。簡単・便利な電子申請をぜひご利用ください。

※「マイナポータル」とは、行政手続のオンライン窓口です。オンライン申請、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスを提供しています。



マイナポータル  
について



日本年金機構  
ホームページ

◆対象手続／

①国民年金第1号被保険者加入の届出  
(退職後の厚生年金からの変更等)

②国民年金保険料 免除・納付猶予の申請

③国民年金保険料 学生納付特例の申請

※手続きにはマイナンバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードが必要です。

※マイナポータルを利用するには「利用者登録」が必要です。

メリット1：24時間365日、申請が可能

メリット2：スマートフォンから申請が可能

メリット3：処理状況も申請結果も確認が可能

年金事務所に年金相談・お手続きをされる際は…

**予約相談** をご利用ください！

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890

〈予約受付時間帯〉

月曜～金曜(平日) 8時30分～17時15分

○前日までにご予約ください。希望日の1か月前から予約可能です。

○ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。



**ご家庭の不要な小型家電を回収します**

岡町生活環境課衛生係 ☎(52)1596

お知らせ

高島町環境衛生組合連合会で、パソコンや携帯電話、デジタルカメラ、CDプレーヤー等を無料回収します。

ごみの減量と資源確保のため、「小型家電」の分別回収にご協力ください。

◆主催／高島町環境衛生組合連合会

**集める小型家電**

**回収方法**

箱・袋から取り出してご持参ください。どの場所にお越しいただいても結構です。

期日	時間	場所
7月16日(土)	7時～8時	和田地区公民館前 亀岡地区公民館前
	8時～10時	糠野目生涯学習館前
7月23日(土)	7時～8時	二井宿地区公民館前 屋代地区公民館前
	8時～10時	役場東玄関前

**小型家電対象品リスト(4月1日現在)**

通信機器器具	電子機器器具	電子機器器具	電子機器器具	電子機器器具	電子機器器具
電話機(ダイヤル式除く)	CDプレーヤー(ディスクは外す)	デスクトップ型パソコン本体			
ファクシミリ(インク・インクフィルム・リボン・感熱紙は外す)	ICレコーダー	ノート型パソコン			
携帯電話・スマートフォン	チューナー・アンプ(ギター・ベースアンプは対象外)	モニター一体型パソコン			
公衆用PHS端末	CDラジカセ(スピーカー一体型コンポ)(ディスク・電池は外す)	液晶モニター(再利用品のため取り扱い注意)			
ラジオ(電池は外す)	電子書籍	タブレット			
ビデオテープレコーダー(テープは外す)	電子辞書	ワープロ(インク・電池は外す)			
DVDプレーヤー / HDDレコーダー(ディスクは外す)	デジタルカメラ(SDカードは外す)	プリンター(レーザープリンター・FAX等複合機は対象外)			
BDプレーヤー / HDDレコーダー(ディスクは外す)	一眼レフカメラ・フィルムカメラ(電池・フィルムは外す)	フォトプリンター(インクは外す)			
プロジェクター	カーナビゲーションシステム	USBメモリー・メモリーカード・ハードディスク・基盤			
ビデオカメラ(テープおよびディスク、SDカードは外す)	カーカラーテレビ	ハブ・ルーターなどの周辺機器			
BS / CSアンテナ	カーDVD	据置型ゲーム機(電池は外す)			
CSデジタルチューナー	カーステレオ	携帯型ゲーム機(電池は外す)			
地上デジタルチューナー	カーCD	ミニ電子ゲーム機(電池は外す)			
ケーブルテレビSTB	カーMD	ゲーム機用コントローラー			
デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリー)	カーアンプ	カセット式ゲームソフト(ディスク型ソフトは対象外)			
デジタルオーディオプレーヤー(HDD)	カーチューナー	ケーブル			
テープレコーダー(テープ・電池は外す)	カーラジオ	充電器			
MDプレーヤー	VICSユニット	アダプター			
	ETC車載ユニット	プラグ・ジャック			

**【対象外】**イヤホン、ヘッドホン、通信カラオケ、マウス、キーボード、テンキー、コピー機、スキャナー、使い捨てカメラ、ポラロイドカメラ、スピーカー単体(オーディオ機器のセパレートスピーカー等)、木枠のオーディオ機器等  
※液晶漏れ・割れ等製品の変形等の物やケーブルの切断されたものは取り扱い不可。

**◎無許可回収業者にご注意を！**

町の廃棄物収集運搬の許可をもたずに小型家電品を集めている業者がありますが、法律違反です。集めた業者が罰せられるだけでなく、出した人も罰せられる場合がありますので、ご注意ください。

また、無料と言いながら高額な費用を請求される場合もあります。町の許可がある業者か確認したうえで処分しましょう。

**■町内の許可業者**

- 高万商店 ☎(52)4354
- 高島厚生社 ☎(52)4703
- 高島清掃 ☎(52)0235

**リサイクル家電を回収します**

家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機で家庭用に限る)の有料回収を行います。

- ◆日時／7月30日(土) 9時～11時
- ◆回収場所／役場前駐車場
- ◆費用／運搬料(1品880円)およびリサイクル料
- ◆リサイクル料／メーカー・サイズにより異なる

- エアコン：990円～9,900円 
- テレビ：1,320円～3,700円 
- 冷蔵庫・冷凍庫：3,740円～6,149円
- 洗濯機・衣類乾燥機：2,530円～3,300円